

**平成27年度 中国地方整備局
コンプライアンス・アドバイザー委員会（第1回）議事概要について**

- 1. 日時** 平成27年7月13日（月）
～平成27年7月31日（金）
*各委員への個別説明にて実施
- 2. 出席委員**
- | | | |
|-----|---------|---------------------|
| 委員長 | 大本 和 則 | 弁護士 |
| 委員 | 磯村 定 夫 | (社)中国地域ニュービジネス協議会参与 |
| 委員 | 下久保 聖 司 | 中国新聞社論説委員 |
| 委員 | 田中 稔次郎 | 広島都市学園大学教授 |
| 委員 | 松丸 幸 代 | 公認会計士 |
- 3. 議 題**
平成26年度中国地方整備局コンプライアンス推進計画の評価について
- 4. 委員からの主な質問・整備局からの回答**
- 質問①** 官製談合はもう通用しないと古い管理職の意識を変えることが重要なのではないか。
- 回答①** 特に、高知の事案を受け、これまでのコンプライアンスの取組を通して職員の意識は高まっている。
- 質問②** 内部通報や報告の事実がなかったということは、100%クリーンな組織と考えているのか。身内に対する意識が働いている及び内部通報制度に対する疑念（通報した場合の報復）が働いていると考えるべきだと思うが。
- 回答②** 取組を通して、職員にコンプライアンスの徹底が図られた結果と考えるが、ルールに抵触する事実を確認したときは直ちに通報できるよう環境作りに努めていく。
- 質問③** コンプライアンス違反に当たるのか判断に迷う時のために、通報の前段階として相談窓口が必要だと思う。
- 回答③** 倫理関係の相談窓口を設けており、そこには年間複数件の相談がある。
- 質問④** 職員の違反を確認した場合と、業者からの不当な働きかけを受けた場合は、通報の仕方が変わるのではないか。
- 回答④** 通報窓口は、職員の法令違反等に係る報告を目的として設置しており、業者から不当な働きかけがあった場合の対応は別に定めている。

5. 委員からの主な意見

① 外部講師による講習会の充実

官製談合防止のためには、警察・地検・公正取引委員会等の摘発側の視点を聞くことも意識の向上に繋がる。

② コンプライアンス指導者の育成

コンプライアンス指導者の指導力を高める研修が必要である。

③ 事務所独自の推奨事例のモニタリング

事務所独自の取組事例を他の事務所に推奨する取組みについては、他事務所の取組状況をモニタリングする方が良い。

④ コンプライアンスの認識度を計るための行動チェック

行動チェックは階層毎に相互チェックを行い、コンプライアンスの認識度を計る手法もある。

⑤ 事業者へのペナルティー強化

談合行為を行った事業者には、厳しいペナルティー等を定め徹底していかないと、事業者からの働き掛けもなくなるのではないかと。